

官民競争入札等監理委員会
第186回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第186回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：平成28年12月14日（水） 9：29～11：15

場 所：永田町合同庁舎 1階 第1共用会議室

1. 開 会
2. 委員長互選・新委員長挨拶
3. 委員長代理指名、官民競争入札等監理委員会の当面の進め方について
4. 実施要項（案）について
 - 医師国家試験事業外11試験事業
 - （独）宇宙航空研究開発機構／文書管理運用支援業務
 - 道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等
 - 港湾及び空港における発注者支援業務
 - 海洋環境における放射能調査及び総合評価
5. 事業の評価（案）について
 - 国民年金保険料収納事業
6. 官民競争入札等監理委員会・あり方の検討に関するWG 中間報告
7. 平成28年度における公共サービス改革法対象事業の選定の状況について【非公開】
8. 第13回地方公共サービス小委員会 審議結果及び標準委託仕様書等について【非公開】
9. 閉 会

○福島事務局長 それでは、定刻になりましたので、監理委員会のほうを始めさせていただきます。皆様、おはようございます。早い時間にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

議事の開始に先立ちまして、引頭麻実前委員長が11月30日付で本委員会委員を辞任されております。4年5カ月にわたりまして監理委員会の委員を務められ、平成27年の7月からは委員長の重責を担っていただきました。これまでの御指導に厚く御礼を申し上げます。

引頭前委員長より御挨拶をいただきたく思います。よろしくお願ひいたします。

○引頭前委員長 福島事務局長、ありがとうございます。本日はこのようなお時間頂戴いたしまして、まことに恐縮でございます。

今、御紹介いただきましたように、昨日付、12月13日付で金融庁の証券取引等監視委員会の委員を拝命することになりました。当委員会の委員長に就任させていただいて2年弱、そして委員としては、今、御紹介にありましたように4年5カ月務めさせていただいたのですが、任期の半ばでの辞任ということになり、ほんとうに断腸の思いでございます。

委員長を拝命してから、さまざまな難しい案件がございましたが、委員の皆様方そして事務局の皆様方のおかげで、何とか責を全うすることができたと思っております。心より感謝とともに御礼を申し上げます。

また、委員会が発足してちょうど10年の節目ということで、「あり方検討に関するワーキンググループ」を設置させていただきました。さまざまな観点から委員の方々と活発な議論をさせていただけたと思っております。そして、事務局の方々の御努力で何とか中間取りまとめにもめどがつき、心からほっとしております。

これからは新委員長、そして新委員長代理の新しいリーダーシップのもとに、ますます当委員会が国民の方々に貢献できるよう、さらなる発展を遂げられることを心より祈念しております。委員の先生方、そして福島事務局長、そして事務局の方々、ほんとうにこれまでありがとうございました。大変お世話になりました。(拍手)

○福島事務局長 ありがとうございます。引頭前委員長におかれましては、公務のため、ここで退席をされるということでございます。これまで当委員会において御尽力をいただき、ありがとうございました。

皆様、もう一度拍手でお送りいただきたいと思います。ほんとうにありがとうございました。(拍手)

○引頭前委員長 ありがとうございます。失礼いたします。

○福島事務局長 それでは、第186回官民競争入札等監理委員会の公開審議を始めさせていただきます。

本日の議題は議事次第のとおりでございます。議事次第の7及び8につきましては、本委員会運営規則第5条の規定に基づき、会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開することといたします。

最初の議題ですが、委員長の互選をさせていただきます。お手元の資料1、競争の導入

による公共サービスの改革に関する法律の第42条第1項をごらんいただきたいと思います。「委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める」という規定となっております。

委員の皆様から委員長の互選をお願いしたいと思います。どなたか御推薦いただける方はいませんか。

○尾花委員 はい。代理を務められていた稲生委員にお願いできればと私は考えております。

○福島事務局長 ありがとうございます。ほかにもありますか。

ないようでしたら、稲生委員長代理に委員長をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○福島事務局長 ありがとうございます。それでは、了承いただきましたので、法令の規定に基づき、官民競争入札等監理委員会の委員長が選任をされました。

それでは、稲生委員長より御挨拶をいただきたいと思いますが、よろしくお願いたします。

○稲生委員長 稲生でございます。ありがとうございます。そして、またよろしくお願いたします。座って失礼いたします。

先ほど引頭前委員長先生から御挨拶いただきましたけれども、公共サービス改革法が2006年7月に施行されて以来、10年たったということでございます。その間、いろいろな案件が議論されてきたわけでもございまして、私自身の経歴、たまたま見ておりましたら、2008年からということになりますので、そういう意味では8年以上、この委員会に携わらせていただいているところでございます。

委員長におきましては、第1代目の落合委員長先生、それから樫谷先生、それから先ほどの引頭先生と、3代続いてございまして、今回はある種のピンチヒッター的なところではございますが、私で4代目ということになってございます。

この委員会でございますけれども、政策提言を行うような、そういうある種の派手な委員会とは異なっておりまして、日ごろの実務、これが国のさまざまな機関、それから地方自治体も含めてになりますけれども、その実務をほんとうにいかに進めていくのか、そこで、質であるとか、あるいは価格であるとかといったようなことも考えるし、何よりも国民の皆様にとってわかりやすい透明性、こういったようなものに配慮しながら進めていくにはどうしたらいいのかということを考える、極めて地味ですけれども、ほんとうに大事な委員会だなというふうに常々思っております。

しかしながら、どうしても私だけの狭い考え方ではなかなかうまく進めていけないので、実務にも大変御造詣の深い皆様のお力添えをいただきながら進めてまいりますので、今後ともぜひよろしく御指導、御支援のほどをお願いをしたいと存じます。事務局の皆様におかれましても、御支援賜ればと思っておりますので、よろしくお願いたします。

短い挨拶ではございますが、よろしくお願ひいたします。

○福島事務局長 ありがとうございます。

それでは、今後の議事進行につきましては、稲生委員長にお願いをいたしたいと思ひます。

○稲生委員長 はい。それでは、まず初めに、委員長代理の指名に入らせていただきたいと思ひます。

もう一度お手元の資料1をごらんいただければと存じます。法第42条第3項の規定によりますと、委員長代理は委員長が指名する、こういうことになってございますので、よろしければ、ぜひ井熊委員さんをお願いをしたいと存じます。井熊委員さん、いかがでしょうか。

○井熊委員 よろしくお願ひいたします。

○稲生委員長 ありがとうございます。それでは、御了承いただきましたので、委員長代理を井熊委員にお願いをいたします。代理席に御移動をお願いしたいと存じます。

(井熊委員、委員長代理席に移動)

○稲生委員長 それでは、井熊委員長代理より御挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○井熊委員長代理 井熊でございます。おはようございます。委員長代理を拝命いたしまして、身の引き締まる思いでございますが、私もこれまでいろいろこの委員会で勉強させていただき、また私、先ほど委員長が理論派というようなところであれば、過去に北川先生等の御指導もいただきながら、現場でいろいろ経験を積んできた部分がございますので、そういうところをぜひこれまでの経験などを生かして、いろいろ活動で頑張らせていただきたいなと思ひます。

ことは、引頭前委員長の御指導のもと、あり方のワーキングというのが行われて、この委員会のいろいろな貢献度、それから直面している課題、そういったものがいろんな形で浮き彫りになったかなというふうに思ひます。そういったところを引き継ぎながら成果を上げてまいりたいと思ひますと同時に、稲生委員長を支えて、少しでもお役に立てるように頑張っていきたいなというふうに思ひますので、皆様の今後の御指導、御鞭撻のほどをぜひともよろしくお願ひいたします。どうもありがとうございます。

○稲生委員長 ありがとうございます。

続きまして、資料2の「小委員会の設置について」をごらんください。小委員会につきましては、2番の位置づけというところがございますが、この欄に記載されておりますとおり、「小委員会は委員長が委員会に諮って開催する事実上の会合とする」、こういうふうになされているところでございます。また、3番目の小委員会の構成及び任務につきましては、(1)と(3)で小委員会の担当委員及び主査は委員長が指名する、こうなっております。事務局は資料の配付をお願いいたします。

お配りしました資料3をごらんいただければと存じます。官民競争入札等監理委員会の

当面の進め方の案について記載をしてございます。こちらについては現行どおりとしたいと考えておりますので、その旨を記載しているところであります。

次に、資料4をごらんいただければと存じます。こちらは組織図といたしまして、分科会、それから小委員会の体制を記載しております。資料を1枚おめくりいただきますと、委員限りの参考資料として、見え消しにしておりまして、これまでの体制との比較を示しているところでございます。

変更点をお伝えいたしますと、施設・研修等分科会の主査を浅羽委員にお願いをしたいというふうに考えてございます。また、業務フロー・コストの分析・情報開示に関するワーキンググループの主査を梅木委員さんをお願いをしたいと考えてございます。最後に、あり方検討に関するワーキンググループでございますが、主査を稲葉委員にお願いをしたいというふうに考えてございます。

それから、さらに1枚めくりますと、参考資料といたしまして、専門委員を含めました委員の一覧の案を記載しております。

私の説明は以上でございますが、よろしゅうございますでしょうか。御意見あるいは御質問ございましたら、よろしく願いいたします。

それでは、この案で決定とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、議事次第4の「実施要項（案）について」につきまして、5件、御審議をお願いしたいと思います。実施要項（案）については、事業主体からの報告に基づきまして、入札監理小委員会で審議を行いました。

それでは、医師国家試験事業外11試験事業について、古笛主査より報告をお願いいたします。

○古笛委員 では、御報告させていただきます。資料5-1をごらんください。医師国家試験事業外11試験事業でございます。資料5-1に続きます参考資料、委員限りのもの、「医師等12種国家試験事業の民間競争入札について」という資料もあわせてごらんいただきたいのですが、本事業というのは12種の国家試験について、従来は地方厚生局及び厚生支局が実施してきた業務を包括して民間に請け負わせるものでございます。

平成20年度に地方出先機関分科会において検討された結果、最初、診療放射線技師国家試験等6試験事業というものが事業選定され、28年7月の事業評価において、6試験事業については終了条件を満たしております。この黄色い医師等12種国家試験の委員限り参考資料の裏側に書いてあります。

最初、この6事業について終了条件を満たしたので、平成26年度には残る医師国家試験事業等6試験事業が診療放射線技師等6試験と合わせて事業選定され、27年7月から基本方針別表に記載され、平成29年度試験分から新規事業として民間競争入札となったものでございます。

市場化テストの実施に際しまして、厚生労働省のほうでは、入札参加要件をA・B級からA・B・C級に、共同事業体による入札を可能とする、総合評価落札方式を導入すると

いうことを実施されましたが、これらを今回も踏襲するというようになっております。

実施要項（案）について審議した結果、委員のほうから、今回は看護師試験が入ることによって、内容的にはあまり変わらないのですけれども、規模が従来の3倍になるということで、会場の確保など大変なのではないかということが質問されたのですけれども、日程とか会場とかはできる限り分散して対応していきたいということが御回答ありました。

パブリックコメントについてなんですけれども、募集において、3者から、インターネット出願の希望ですとか、再委託金額というものをより拡大していただけないとか、業務を分割してはどうかという意見が寄せられました。インターネット出願については、本人確認の必要性があるので、現在考えていない。再委託の金額についても、公共調達適正化の観点から、やはり半額を上限であろうということ。それから業務の分割については、今回可能な限り一括化ということで対応しているので、この3者の意見については要項案を変更するには至らないということになっております。

御報告は以上です。

○稲生委員長 ありがとうございます。ただいま御説明いただきました内容につきまして、御意見、質問がございましたら御発言をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定によりまして、附議されました実施要項（案）につきましては、監理委員会として異存はないということにいたします。

引き続きまして、実施要項（案）について御審議いただきたいと思っております。

それでは、独立行政法人宇宙航空研究開発機構／文書管理運用支援業務、道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等、港湾及び空港における発注者支援業務の3件について、石堂主査様より報告をお願いいたします。

○石堂委員 それでは、私のほうから3件続けて御報告させていただきたいと思っております。

まず、JAXAの文書管理運用支援業務でございますが、資料6-1をごらんいただきたいと思っております。事業の概要及びこれまでの経緯ということで、26年の別表で新規に選定されたもので、市場化テストは今回初めてということでございます。その下にありますように、①文書管理システムを使った文書の登録、維持管理、廃棄、また②として、個別のプロジェクト情報管理システムを使った文書の登録、維持管理という内容になっております。

1枚めくっていただきますと、ポンチ絵がついているかと思っております。JAXAの下の絵を見ただけのがわかりやすいかと思っておりますが、黄色の線でつながれているのが、いわば文書の物理的なものの流れを示しておりまして、まず登録をして、ファイリングをし、それで貸し出し等に応じ、最終的に文書規程に基づいて一定期間なりが来たら廃棄または移管するというような流れになるということでありまして。

一方、文書の活用の関係が青い線ということでございまして、登録したものについて、利用者が見たいというような申し出をして、それをどういうふうに行っていくかというこ

とでございます。この絵の下の方の③-1というところに書誌の維持管理というふうに※がついていまして、脚注がございます。「文書の記載内容を端的に表し、またルールに基づく」云々と書いてありますが、このいわば目録作りといたしますか、このところが文書管理上では非常に要になる部分であろうかなというふうに思います。

この文書管理というのは、私も毎年、何十件と見ている中で文書管理の案件は初めてだなと思ひまして、たまたま専門の業者と別なことで会う機会があったので、ほかのところはどうなのですかねという話をしたのですが、やはり最近、こういうふうにシステムを使って、きちっとやるところが増えているというお話でございました。このJAXAについても昭和40年代からこれに取り組んできて、非常に長い歴史を持った事業ということでございます。

資料6-1にお戻りいただきたいと思いますが、2の市場化テストの実施に向けてJAXAが行った取り組みについてということで、今回は事業範囲を見直しまして、従来、プロジェクト情報管理のシステムの運用管理というところも一緒にしておったのですが、これを切り離して、業者が入ってきやすくする改善をしたというふうに理解しております。また、引き継ぎ期間の延長、これは他の件名でもございますように、引き継ぎの期間を延長して、十分な引き継ぎが受けられるようにしたという改善を行っているということでございます。

小委員会における実施要項の審議結果ということで、3番でございますが、これは今回、業務範囲を若干変えたということで、従来の実施に要した経費の注記があるわけなのですが、それが、これもほかの件名でも見られるように、業務範囲を変えたときに、過去の実績は実績として、変える前の実績だけを載せているケースが多いのですが、それでは業者の側がわかりづらさだろうということで、どういう変化があるかということを追記したということでございます。

同じように、従来の実施に要した人員のうち、別契約の併任者の従事状況をわかりやすくすべきだという、これも実態に即した数字が見られるように改善を施したということでございます。

また、パブリックコメントにつきましては、募集をしたけれども、意見は寄せられなかったということでございました。

JAXAの文書管理につきましては、以上のようなことでございます。

次に、国交省の道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務について、御説明したいと思います。

資料7-1をごらんいただきたいと思いますが、これは実は全体で900件近い大変な集合件名でございまして、年間の予算としても600億ぐらいという大変大きな話でございます。

まず、事業概要のところは、そこにありますように、河川・道路等の工事発注、また工事の監督・検査、施設管理、用地交渉等にかかる補助・支援業務ということでございまして、既に市場化テストの審議はこれで7回目ということでございます。

ポンチ絵がついておりますので、そちらをごらんいただきたいと思いますが、大きく分

けると、発注者支援業務と公物管理補助業務、また用地補償総合技術業務と、さらにその中にいろいろな業務が区分されているという内容になっております。

もう1枚、その裏面に発注状況、契約状況の表がございます。これをごらんいただきたいと思うのですが、全体で、先ほど申し上げましたように、一番右側で見いただきますと、単年、2カ年、3カ年、これを合わせますと888ですか、900件名近い数になるということがございます。

一方、その下のほうの事業実施者というところでございますが、ここに旧建設弘済会等という表示がございます、これが69件で8%、それと、その旧建設弘済会等が民間とジョインを組んでいるのが16件で2%、民間が受けているのが90%というような比率になっております。

この件名につきましては、旧建設弘済会という名前が出てまいります。従来はこの建設弘済会という財団組織が受けていたものを、今、民間にだんだんと押し出しているということなのですが、民でやれるものは民へという改革と、いわゆる公益財団の改革が一緒になってきておまして、公益財団から民間のほうにどういうふうに業務を移管していくかというのが、この重要なポイントになっておるということでございます。

ただ、なかなか民間にそういう能力がまだ育っていないところもございまして、これまで国のサイドといいますか、建設弘済会を含めて、蓄積されたノウハウをどういうふうに活用していくかということも、この施策の中でいろいろ考えられているところがございます。

今、ごらんいただいている契約状況の中で、事業実施者の下に応札者数というのがございますが、これの一番右側を見させていただきますように、55%が1社応札ということで、なかなか競争状況が適切に発揮されているという実情とは言いがたいものがあるというところが1つのポイントかと思えます。

また、資料7-1に戻っていただきたいと思いますが、これまでの、もう7回目ですので、これまで事業評価を何度か受けてきた中で、それを踏まえた対応として、これまで実施してきた資格要件の緩和、これは順次やってきておりますけれども、この関係団体の周知が足りないのではないかという指摘がございました。緩和の例につきましては、その下にありますように直近の例ということで、1つの履行場所で複数の技術者が入るときには、そのうち1名は資格要件がなくてもいいというような改善とか、あるいは要件を軽いものにして参加しやすくしたという改善をやってきております。それを関係団体に周知すべきであるという評価のときの意見を踏まえまして、その下にある対応といたしまして、いろいろな関係団体等への説明を順次やっておるということでございます。

小委員会での実施要項の審議結果につきましては、これは国交省のほうがかなり広範囲にアンケートを実施しまして、どこに問題点があるかということを出して、それに対する対応をとろうということでございますので、それは非常に評価できる部分なのですが、実はアンケート対象のアンケートの結果につきまして、これまで受注経験のあると

ころとなないところの区分が明確でないということで、もうちょっと深い分析をしていただきたいというのが、小委員会での議論のポイントのひとつでございました。

また、パブリックコメントが、これは52件ですから、非常にたくさん来ておるのですけれども、それに対する回答が若干不十分でないかということもございまして、これについても丁寧に回答されたいということをお小委員会でも指摘したところでございます。それは4に書いてありますように、52件の意見が寄せられ、意見等を踏まえ、補記等の軽微な修正を行った。

これは軽微な修正というところが1つポイントでございまして、私、特に気になった事例としては、役所でやる工事の通弊だと思うのですけれども、年度末3月31日竣工というのがどうしても集中する。一方、新年度の事業は4月1日開始です。そうすると、業者は人間を3月31日まで前の工事に縛りつけられていて、4月1日には次に行かなきゃならない。そこで、業者の側からは準備期間が欲しいという意見が出たのですけれども、これに対して国交省の答えというのは、新しい工事の行程確保ということから、4月1日から事業をやらざるを得ないのだという回答に終わっているのですね。もうちょっと丁寧に、業者が準備期間としてどのくらいの日数を欲しがっているのかとか、そういうことを聞いて対応すべきでないかなと思うのですけれども、その辺はちょっと不足していると感じます。これについては今後、国交省とまたいろんな機会を得て相談していきたいというふうに思っています。

この案件では、先ほど申し上げましたように、もう90%くらい民間に移ったということになっているのですが、国交省のほうとしては、これが100%民間に移るタイミングを捉えて、全体今後どうするかというようなことについて検討し、また相談したいということになっておりますので、それを見たいというふうに思っています。

また、「民間」というふうにくくっているのですが、先ほど言いました建設弘済会の後身であるところが出資している民間会社もございまして、何が民間かということについても若干の整理が必要ですし、ともかく1社応札が多いということもありますので、その辺を今後注視してまいりたいというふうに思っているところでございます。

道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務については以上でございます。

さらにもう1件、港湾及び空港における発注者支援業務というのがございます。これは資料8-1になりますが、これにつきましても、先ほどの件名とやや似たような構造になっておりまして、民間の方にどう押しやるかということなのですが、これも1の事業概要及びこれまでの経緯にありますように、市場化テスト6回目ということでございまして、契約は各地方整備局事務所単位でやっております、これも全体では123件と、かなり多くの件名の集合体となっております。ポンチ絵でございいただきますように、先ほどと同じようにたくさんの業務に分かれておりまして、それぞれの補助業務を遂行しているということでございます。

裏面の契約状況の部分をごらんいただきたいと思いますが、契約期間はそれぞれの箇所

で単年度、2カ年、分かれていて、全体で123件。下のほうの事業実施者の欄をごらんいただきたいと思うのですが、略称で「SCOPE」（一般財団法人港湾空港総合技術センター）というのが出てまいります。これが従来のこの業務をやっていた財団が一般財団法人に姿を変えたものということでございまして、このSCOPEが全体の50%を受けているということ。そして、SCOPEと民間企業のジョイントが18%、純民間が32%ということで、やはりこれまでやってきたところが圧倒的にシェアを占めているということが1つの問題ということでございます。

また、資料8-1にちょっとお戻りいただきますけれども、これも6回目ということで、これまでの評価でいろいろな指摘がありまして、それに対する対応が記されております。前回の民間競争入札実施業務に対する総務省の評価を踏まえた検討がなされているかという部分でございまして、総務省の評価の中で、管理技術者及び担当技術者の資格要件の緩和、これについて先ほどと同様に事業者への周知徹底を図ることが必要であるという指摘がありまして、これに対しましては、対応の欄にありますように、コンサルタント業者各社への説明会をして、周知徹底しているところであるということでございました。

それからもう1つ、総務省評価で求める検討事項に対して、さらなる入札参加資格の要件緩和を精査した上で、引き続き民間競争入札を継続するか、検討する必要があるということになっております。

裏面をごらんいただきたいと思いますのですが、これに関連してアンケートを実施いたしました。それでどういう改善が必要かということを検討しておるということでございました。その中では、管理技術者に求める業務実績の要件ということで、これをさらに緩和していくということで、類似業務の実績を評価ウェートの高い同種業務の要件とするもの、類似条件の要件について現行要件を広げたということで、要件の緩和を行っているということが1つございます。

それからもう1つ、地域の精通度という評価項目があるんですが、それをもうちょっと広範囲に広げまして、事務所所管という範囲から整備局範囲へと広げて、これも要件の緩和をしたというようなことを実際やっておりますというのが入ってございます。

小委員会での審議結果でございますけれども、これは今示されている実績等の要件が全て港湾・空港での工事の経験がないとだめだということが出ておりまして、これはやっぱりだめなのかというところが1つの焦点になりました。やはり発注側としては、特に作業の安全とかを考えると、その業務経験がないと、なかなかいいと言うわけにいかないのだということで、この要件は変えられないということでございました。

ただ、一方で、国がやるもの以外の例えば自治体が同様の発注をするときには、同種の港湾・空港の経験がなければならぬというところまで書いていないケースもあるので、国交省の考え方としては、そういうところの経験を積んで入ってきてもらえばいいということでございました。

ただ、この点については、ほかの案件でも安全のために非常に限定的に要件を定めているケースもあるのですが、やはりそれを変えていただかないと、なかなか広範囲に業者が入ってくるという状況が生まれないのではないかとということもございまして、今後の検討課題になっていくのかなと思っております。

当該件名につきましては、先ほど申し上げましたように、SCOPEというところのシェアが非常に大きいということが1つの問題点はあるのですが、先ほどの契約状況の表を注意深く見てみると、1社応札の件数よりもSCOPEがとっている件数のほうが実は少ない。ということは、1社応札の件数の中にもSCOPEが参加していないケースもあるのだということがわかるわけでありまして、1つにはSCOPEのシェアが大きいということが問題ではありながら、SCOPEも一般財団法人として、より有利な仕事があれば、そっちに行ってしまうという状況も見てとることができるのではないかと思います。

そういう意味でも、新規の業者がたくさん入ってくるような有効な施策を打たないと、発注側としても立ち行かなくなるおそれがあるのではないですかということで、この辺を今後の課題として御相談していきたいというふうに思っているところでございます。

ちょっと長くなりましたが、私からの報告は以上です。

○稲生委員長 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました内容につきまして、御質問、御意見のある先生がいらっしやいましたら御発言お願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。お願いします。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。

今、資料7-1と資料8-1で御説明いただきました課題というのは大変重要だなと思って受けとめました。すなわち、道路、河川・ダム、都市公園、また港湾及び空港における発注者支援業務で、もちろん入札参加資格の要件緩和ということについても御検討いただいたようですが、一方で、こうしたいわゆる土木建築等にかかわる発注支援業務の場合には、どれだけ専門性による安全性確保が必要かという、そのバランスの中で皆様が大変苦慮されたということがわかりました。

そこで、一方で入札参加資格について競争状況をよくするために、緩和するというのも重要でしょうけれども、厚生労働省等で御検討いただきたいのは、こうした「専門人材の育成」について啓発をしていただかなければいけないでしょうし、これは文部科学省等との連携によって、「管理業務、監督業務等の経験をいかに評価して、資格を正当化していくか」という課題だというふうに思います。

自治体の現状で申し上げますと、このところ、どうしてもこうした案件について、規模は全く国と違って小さいものですが、「入札不調」ということがあります。つまり、入札をしても応札者がいないというような状況が少なからずあります。これは、一方で、地域における建設事業者の数が減っているというような問題があるようではございますが、他方で、こうした発注者支援というのが極めて重要で、適切な見積もりですとか、そうしたことも

大事ですし、ネットワークを通じて、より一層有力な事業者にこういう事業があるということが届いていなければいけないというふうにも思います。

したがいまして、今回のお取りまとめについて、この内容で了解しつつ、ぜひ引き続き力をつけた受注者が増えるような、そういう問題提起をしていく必要があるのではないかなと感じました。

以上です。ほんとうにお疲れさまでした。ありがとうございました。

○稲生委員長 ありがとうございます。このほかに御意見、御質問がございましたらと思いますが。稲葉委員、お願いします。

○稲葉委員 私はJAXAの文書管理運用支援業務に関連してなんですけど、これ、こういう形でそもそも競争入札にかけるということ、もう少し議論されたほうがいいのではないかなという感じがいたしました。

どこの行政組織でも一番重要で厄介な仕事というのは、自分のところでつくった文書をどう保存し、どう廃棄し、それに対するアクセス管理をどうするかという判断業務ですよ。これが最も重要で、今回、このJAXAの文書管理運用支援というのは、こういう判断事務をどこまで織り込んだ支援業務として入札しているのかというのが、今ほどお聞きした説明の範囲内ではよくわからない。支援というのがすごく気になるということですね。

文書管理システムを構築すること、あるいはそれを運行すること、そういうことであればかなり明確ですけれども、それを使って、この書類は廃棄する、この書類は極秘扱いにするとか、取扱注意にするとか、何年保存するとか、そういう判断というのは、業務に相当精通して、あるいは新しい業務が出てくるときに、その業務についての将来性もよくわかった上で判断していかなきゃいけないのですね。

そういう人を応札する人たちが十分持っているかどうか。持っていれば、わりと安く引き受けることができますよと言うかもしれないし、あるいはそういうことは真面目にやらない、形式的にやるのだということであれば、安く応札できますよという形になりかねないので、そこのところを区別をどうはっきりさせて、この競争入札にかけたのがよくわからないと思うのですね。

○稲生委員長 この点、いかがでしょうか。

○石堂委員 JAXAも含めて、それぞれ文書の管理規程というものは持っていて、このシステムに載せて整理するかどうかの前段で、それは組織として選別がされるというふうに理解しております。

ですから、残す、そこの判断がいいかどうかということは問題としてあるかもしれませんが、まず組織としてこれはこのシステムの中で管理していくものだという選別があった上で、業者は引き受ける。登録のところ、登録してくれというものについて登録して、そこからスタートするのだというふうに理解しております。

○稲葉委員 それはそうだと思います。だけど、例えば1つの文書が出てきたときに、これは既存のルールの中でどこに当てはまっているのかというのが機械的にわかるんであれ

ば、それは別に何も面倒なことではないです。

通常は、いろんな文書が出てくる中で、従来、自分たちが決めたルールはどこに当てはまるのかという判断で迷って、場合によっちゃ会議を開いて、これは保存するのか、廃棄するのかというくらいやっているわけですね。JAXAのお仕事というのは、そうそうルーティン的なお仕事ではなくて、すごく高度なお仕事ですよ。なおのこと、その文書は先端的な知識もあるかもしれないし、その重要度もほんとうに専門的でないとわからないかもしれない。ルールはできているのだけど、どこに当てはまるのかという判断業務について、ほんとうに外部に出していいのか。そこをばしっと切れる、そういう基準を提示しないと、入札条件が整わないのではないかと。

○石堂委員 その判断を今回受注する業者に委ねて、事業者がこれを残すべきかどうかということをやっていくというふうには理解していないという意味でありまして、JAXAが判断したものについてどう管理するか、そこから先の業務が民間に出す事業という理解だということですよ。

○稲葉委員 ああ、そうですか。

○稲生委員長 ポンチ絵を見る限りでは、おっしゃるように、作成、取得とか登録依頼という文書がつくられて、あるいは文書を取得して、じゃ、これをどう処理するのだというところで、先ほどおっしゃっていた極秘とか普通の文書かどうかということの判断自体は職員が行って、端末上登録しちゃうと。そこから先に委託先のお仕事が始まって、あえて委託先が中身のなところに口を出すとすれば、それは⑥の環境変化への対応みたいな、ルールがこういうふうになったので、じゃ、それはこういうふう処理したほうが効率的に行くのではないかと、多分その提案ぐらいまでじゃないかなというふうに一応想像はしておりますけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○石堂委員 おっしゃる通りと思います。

○稲葉委員 ああ、そうですか。わかりました。

○稲生委員長 ほかにいかがでしょうか。

私ちょっと1点質問したいのが、道路、河川・ダム発注者支援業務、資料7-1以下ですけれども、例のポンチ絵の裏側の参考資料、委員限りの資料があって、契約状況の推移ですけれども、これ、今回ものすごく大きな業務で、たくさんの件数のものを束ねて説明いただいているので、なかなか難しいかもしれませんが、理解としては、平成22年度までは一般競争入札でばらばらにやっていた。平成23年度から公サ法を入れたので、そういう意味では契約の件数が当初1,600件ほどあったのですけれども、平成23年からは1,300、1,400件ぐらいですか、まとまって、2カ年、3カ年という複数年と。これはまさに公サ法にのっとって実施してきたと。

一方、横のほうに今度ぱっと、例えば単年度契約というのを見ていくと、確かに減ってはいるのですけれども、意外にまだ4割ぐらいということで、高どまりと言ひ方は適切じゃないかもしれませんが、そういうふうになっていると。

それから他方、年度の2カ年、3カ年契約というところを見ても、2カ年に何となく集約しているようなところもあったりということがあって、要は、お話ししたいのが、単年にするか、複数年にするかというのは、大体議論を終えて収束している形になっているのか。つまり、これは単年で行ったほうがいいのか、いけないとか、そういう議論があったのかどうかということと、あと契約の規模感ですね。これはざっくりと、意味があるかどうかは別として、600億という平成28年度の金額を、これ件数的にいうと900件ほどになりますので、そうすると1件当たり6,000万ぐらいなのですね。ですから、大体こういうふうな切り分け方とか、複数年の契約にするか、しないかとか、こういったのは大体落ちついているのでしょうか。今、これでもう動かせるところは、さっき御説明いただいた資格要件だとか宣伝の仕方とかということで議論が落ちついているのか、その辺の流れみたいなものがもしわかれば教えていただきたいと思いますが。

○石堂委員 あまり小委員会で、なるべく長期の契約にどんどんやるべきだとか、そういう議論にはちょっと出ておらなかったのですが、事務局、何かございますか。

○稲生委員長 件数が多過ぎるというのものもあるかもしれない。

○栗原参事官 少しコメントいたします。今、石堂先生からもございましたが、議論としてはこの中では出ておりません。ただ、23年から28年にかけて、発注者支援というのは、各事務所であったり、あるいは各事務所の持っているさまざまな設計等にかかわってくると思いますので、その工期、例えば、どのぐらいの期間、規模の設計をしていくのかとか、そういうことも影響しているかと思えますし、いろんな要因の中でこのようになっているかと思えます。

他の市場化テストの案件のような形で複数年間を進めるというのもの、1つの考えとしてあるかと思えますけれども、さまざまな背景があるのかなというふうに思います。

○稲生委員長 わかりました。なかなかこれだけの件数、規模を小委員会でもみ切るというのは厳しいところかなというふうに思って質問した次第でございまして、こちら辺も工夫をしていかないと、細かいところまで見切れないかなという気は、感想でございましてけれども、いたしますね。ありがとうございます。

このほか、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定によりまして、附議されました実施要項（案）につきましては、監理委員会として異存はないということにいたしたいと思えます。

引き続き、実施要項（案）について御審議いただきたいと思えます。海洋環境における放射能調査及び総合評価につきまして、尾花主査様より報告をお願いいたします。

○尾花委員 海洋環境放射能総合評価事業の実施要項（案）について、小委員会において審議いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず、事業の概要ですが、横長の日本地図の書いてある資料をご覧ください。事業の目的としては、漁場の安全の確認に資することです。そして、やることといたしましては、

原子力施設沖合に位置する主要漁場において、海産生物、海底土及び海水の放射能調査を実施して、内容を定性的・定量的に把握して、評価して、それを関係者に説明して、その試料を保管・管理するというものです。事業規模としては、横長の資料記載のとおり、9.8億円という非常に大きな事業になっております。

問題点といたしましては、次にまた契約状況の推移という資料をご覧くださいとわかりますとおり、海洋生物環境研究所の1社応札が続いております。このような大きな事業ですので、2回目の審議とはなりますが、委員会では非常に議論がされました。

まず、2番目の資料9-1をご覧ください。前回審議から継続している課題の分析ということで、1社応札が続いているので、その問題点について問い合わせたところ、当該業務の特殊性を全て兼ね備えた業者がなかなか見当たらないということでした。説明会に来たが、入札不参加であった業者よりヒアリングした結果、調査を実施するに当たっての船の確保が困難、または、特に各自治体行政水産関係団体及び漁業者との調整を実施することが困難などの意見があったということです。

その内容について、御説明をさせていただきますと、実施要項の23ページをごらんいただくとわかるのですが、外注費として傭船費が2億8,000万程度、あとは分析費が2億8,000万程度ですので、この事業というのは、船を傭船し、試料の採取等は多分受託者がやっておると思うのですが、その分析を外部に委託し、委託して出た結果を、また外部の専門家を集めた委員会を使った評価し、評価した内容を、今度は次の24ページをごらんいただくとわかるのですが、現地説明を実施した箇所ということで、漁業関係者や地方自治体や海上保安庁に説明して、漁場の安全について確認していただくというものでございます。

委員会では、例えば業務自体を分割してはどうかとか、あとは、調査するエリアを分割してはどうかというような提案もしたのですけれども、これは、日本の漁業場全体にわたって1つの受託者に調査してもらい、評価も統一的にやってもらい、資料もつくって報告してもらおうということが重要な事業であるから、業務を分割したり、エリアを分割しているのは非常に難しいのであるという説明を受けて、それ以上は議論が進みませんでした。

ということで、3の実施要項（案）の審議結果についてですが、競争性の確保については、それでは、この事業というのは委託費でやっているものですから、できるだけ価格的に合理的な価格で実施してもらいたいということの議論の中で、原子力規制庁のほうからは、傭船とか調査とかを外部に委託しているので、委託する際にその部分を入札することによって、費用を合理的にすることを試みていますということでした。

その他は、委員会でやったことは、その他、もし新しく入ってくるかもしれない業者さんにわかりやすく内容をご説明するための実施要項（案）の工夫としては、先ほど申しました本事業で得られた関連資料の保管・管理等はどのぐらいのものを管理するのですかということで聞いたところ、実施要項（案）に、海水試料として20リットルポリ容器を1万2,000個程度ずっと保管してくださいとか、そういった内容を書いていただくとか、あとは従来の実施に要した人員を、例えば常勤職員が45人で非常勤職員が5人要りましたとか、

そういったことを開示してくださるような変更はしていただきました。

ですので、委員会としては、実施要項（案）をより充実させることと、あとは、できる限り費用を合理的なもので実施できるような工夫をしてくださるよう原子力規制庁に願うという、この2つのポイントでしか議論をするのがなかなか難しかったというのが実情でございます。

パブリックコメントについては1件ございまして、一般的な意見で、修正は行っておりません。

以上が御報告となります。なかなか難しい事業ですので、何か御意見等ございましたら、ぜひ伺いたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○稲生委員長 ありがとうございます。ただいま御説明をいただきました内容について、御意見あるいは御質問がございましたら、御発言をお願いしたいと存じますけれども、皆様いかがでしょうか。お願いします。

○稲葉委員 備船料が高つくとか、なかなか借りられないという理由があまりよくわからない。要するに、需給がタイトで船を借りられないという、そういう単純な話なのか、あるいは、これを調査するために特別の仕組みが船についていないとだめだということなのか、あるいは、そもそもこういう、場合によっては危険な地域に調査に行くので、船を出したくないと、そういうふうになっているのか、その辺がよくわからないのですけど。

○尾花委員 委員会では、漁業関係者が漁業をしないときに、タイミングを見計らって船を借りて、出すのがなかなか難しいという説明を受けました。委員会の印象としては、手間のかかる備船なのだなという印象を受けています。補完すべきことがあったらよろしくお願いします。

○事務局 そうですね。委員会では漁師からの備船契約ということで、かなり個々の契約が難航するというお話は報告を受けています。

○尾花委員 おそらく漁業の安全に資するためということなので、危険なところに行くという発想の備船ではないような印象は受けています。

○稲葉委員 そうですか。よくこういうことで原子力関係だと、調査でも何でも被ばくのリスクがあるので、従業員も含めて忌避反応があるということは僕はよく聞いていて、民間の事業でもそういうことはよくあるのですけど、そうでないとすると、船は本来、漁をするためにやるわけで、そこに割り込んでくるので、それは経済的には当然、なかなか難しいということになって、それはお金で解決する以外ないのではないのでしょうかね。多分それは問題というよりは、そういうものだというふうにお考えになって、進める以外ないと思います。高いのはやむを得ないんじゃないのでしょうかね。

○稲生委員長 実際、契約金額はほとんど変わってなくて、1社だからということなのか、ちょっとあれかもしれませんけれども、大体2億台ですかね。ただ、備船は違うといえば違うんですね。平成25年度は1億8,000万だったけれども、確かにここ数年は増えているんですね。分析費はほとんど横ばいといったらあれかもしれませんが、あまり変わって

いないですね。

そうすると、さっきおっしゃっていたように、船を借りるタイミングとか、モニタリングが可能となるような規模の船というのでしょうか、これの備船がなかなか経験がないと難しいということなのかもしれませんね。

はい、お願いします。

○清原委員 この事業を拝見してちょっと驚いたのですが、資料9-2の1ページに本事業の概要ということで①から⑤まで列挙されておりますが、単に海洋放射能調査だけではなくて、とりわけ調査結果の評価の場合は、8ページを見ますと、検討委員会を設置しなければならなくて、それが環境放射能学をはじめとする10名程度の専門家を含む委員会組織という条件があったり、また10ページを見ますと、関連試料の保管・管理というので、先ほど海水試料や海底土試料の量を明記してくださいましたけれども、これだけのものを保管する場所を確保するというのは、備船とともに大変難しいなと思います。また、これをみんな民間にお願いして、原子力規制庁の皆様はそれを踏まえてまた判断していくということになると思うのですが、先ほど御提案されて、仕事を分割できないかとか、地域を分割できないかというふうな御議論をされたのは、もっともじゃないかなと思うぐらい、大変厳しい仕事が一括して1社ですということになっていますよね。

私は、少なくとも調査結果の説明・報告とか関連試料の保管・管理などは、ひょっとしたら分割できるのではないかなと思ったのと、もう1つは、10ページで、本事業の受託者が変わる場合には、「現受託者から新受託者へ関連試料の保管・管理も引き継ぐものとする」となっているところは、かなりネックじゃないかなと思います。新規事業者が前の試料も保管できる場所を確保しなきゃいけないということで、これ結構、参入を閉ざされたイメージがあります。

ですから、厳しいお仕事であるとは思うのですがけれども、何か、複数のところがともに協力しながらできるようなとか、何か専門性を生かしながらできるような、いい方向での分割というのでしょうか、それが模索されてもいいのではないかなと、主査の御提案がまさにそういうことだったのかなと思いました。

今回はなかなかそれがうまく方向性を見出せなかったようなのですがけれども、ほんとうに大事な事業だと思いますし、できる事業者が少ないということも理解できましたけれど、何か今後はもう少し発注者の条件に柔軟性があればよいと感じたところです。

以上です。

○稲生委員長 ありがとうございます。小委員会では相当御苦労もあったなというふうに想像しております。いろいろ御指摘いただきありがとうございますので、いずれにしても、これ、来年度もまた市場化テストかかると思いますので、引き続いて御議論いただきたく思います。

ことしにつきましては、こういう形でおまとめいただきましたので、結論的にはこの形でというふうに思いますが、それでは、公共サービス改革法14条第5項の規定によりまし

て、附議されました実施要項（案）については、監理委員会としては異存はないということにいたしたいと存じますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは続きまして、議事次第5の事業の評価（案）について御審議いただきたいと思っております。事業の評価（案）については、事業主体からの実施状況報告に基づきまして、総務省が評価（案）を作成し、入札監理小委員会で審議を行いました。

それでは、国民年金保険料収納事業の事業評価（案）について、事務局より説明をお願いいたします。

○栗原参事官 御説明いたします。資料10をごらんになっていただきたいと思っております。前半のところに、公サ室のほうで記しております評価（案）についてでございます。本事業は、公共サービス改革法第33条の国民年金法の特例に基づいた事業でございます。したがって、今後も継続して市場化テストが実施されていくという性格でございます。

また、この資料10の半ばのちょっと下ぐらいにございますが、対象事務所というのが平成26年度分で116年金事務所、27年度分で196年金事務所ということで、全国で312、地区数で幾つかくくってございますが、全部で23地区という規模を持った事業でございます。それぞれ3年及び3年5カ月という工期を持っております。

今回は、平成26年度開始事業分につきましては、26年から29年の3年のうちの第1期、第2期の部分を対象に評価、それから27年度分につきましては第1期の部分を対象に評価、それぞれしております。

資料少し飛びますが、6ページをご覧になっていただきたいと思っております。本事業でございますが、もともと内容としましては、国民年金保険料が未納となっている方に対して、電話、文書、個別訪問等により納付の督促等を行うという内容でございます。

それで、評価のまとめというのが6ページのところにございますが、一部、目標としているサービスの質として、目標としている指標がございまして、例えば、達成目標あるいは接触率、効果率などというさまざまな指標を設定してございますけれども、おおむね達成しているものの一部を達成していないところがございまして、未達成の理由というところが2段落目にございますが、機構において発生した不正アクセス事案を受けて、一定の期間、受託事業者の責に帰さない理由により納付督促を中止せざるを得なかったというのが主な原因ということでございます。したがって、対象公共サービスの質としては本来確保されていたものと評価ができるということでございます。

それから、サービスの質とあわせて、経費の削減、縮減効果ということでございますが、これは約9%の経費の削減がなされております。

そして、7ページの3段落目のところに「また」というのがございまして、この中に記載してございますが、何より各契約地区において複数応札となったということで、競争性が確保されているということでございます。

今後の方針といたしまして、不正アクセス事案による納付督促中止の影響を考慮すれば、

おおむねサービスの質が確保されていると推測されますので、今後、こうしたことを踏まえつつ、情報セキュリティの強化等に基づく個人情報の取り扱いを徹底して、指標である最低水準達成目標といった部分の見直しなども考えて、引き続き民間競争入札を実施するということが必要という方針で取りまとめてございます。

以上でございます。

○稲生委員長 ありがとうございます。ただいま御説明がありました内容につきまして、御意見、御質問がございましたら御発言をお願いしたいと存じますけれども、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、事業の評価（案）について、監理委員会として異存はないという形でよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、監理委員会として結論的に異存はないということにいたしたいと思います。

続きまして、議事次第6の官民競争入札等監理委員会・あり方の検討に関するワーキンググループ中間報告にまいりたいと思います。

本題に入る前に、このワーキンググループにつきまして、引頭前委員長さんから稲葉委員様へ主査が引き継がれましたので、稲葉委員より抱負がございましたら一言いただけないかと存じますけれども、いかがでしょうか。

○稲葉委員 稲葉でございます。先ほどお話ありましたように、引頭さんの後を引き継いで主査を務めさせていただきます。

この市場化テストのあり方の見直しということに関しましては、ことしの4月からワーキンググループが立ち上がりまして、月に一遍ぐらいのペースで議論を深めてまいりまして、きょう、これで中間報告をさせていただく状況になっているわけですが、現状及び課題の整理が終わって、さらにこの後、課題への対応の議論を深めて、年度末ぐらいまでには最終取りまとめというようなことで御報告できるのではないかというふうに思っております。そういう形で努力してまいりますので、今後ともよろしくをお願いしたいと思います。

○稲生委員長 よろしくお願いいいたします。ぜひ忌憚のない御意見をいただければというふうに存じます。稲葉委員さん、ありがとうございます。

それでは、中間報告につきましては事務局より報告をお願いいたします。

○栗原参事官 御報告いたします。資料の11及び資料の11の参考資料がカラーで2枚ございますので、ご覧になっていただきたいと思います。御説明のほうはカラーの横紙2枚を使って御説明いたします。

まず1つは、公共サービス改革法導入から10年という区切りがございましたので、その点を振り返っての効果等を取りまとめてございます。1といたしまして、市場化テストの導入決定事業数は361事業、また、導入による経費削減効果は累積で約226億円、また、市場化テストを導入した事業のうち、従前に国等の職員が当該業務に携わっていた事業について、従前の職員の約98%、7,130人の定員削減が行われたという整理をしております。

2に掲げてございますのは、361のうちの幾つかの事業のうち、新たな市場の開放につな

がっていったものと思われる事例を整理してございます。例えば、先ほどの国民年金保険料収納事業、あるいは登記事項証明書等の交付、あるいは刑事施設の運營業務などでございます。

4のところでございますけれども、監理委員会における議論の成果というものを横展開していくということが求められております。

もう1枚のペーパーをご覧になっていただきますと、左側の列のほうが緑色、右側の列のほうがブルーで書いてございますが、左のほうは現状と課題、右のほうはそれに基づいてどう対応していく必要があるかということを書いてございます。

まず、意見募集ですが、減少傾向があるという事実を踏まえて、今後は民間事業者に対する直接ヒアリングを実施するなどの対話を重ねていくということが求められます。

2といたしまして、事業の選定ということでございますけれども、右のブルーのところをご覧になっていただきますと、政策評価・独立行政法人評価との連携、あるいは国会あるいは報道等の議論のフォローをしっかりとっていくということが求められます。

3番目は実施要項審議でございますけれども、監理委員会における審議、民間事業者の創意工夫の活用、委託業務内容の検討などについて、現状と課題を整理いたしまして、今後は審議の際に議論すべき論点の設定をしっかりとっていく。また、民間事業者の創意工夫を引き出すための仕組みについての整備をしっかりとっていく。それから、標準例などを整理して、改正していくということが求められます。

それから、事業評価につきましては、PDCAサイクルをしっかりと強化して、それから新プロセス、終了プロセスの運用の見直しなども行っていくということが求められます。

終わりに、赤いところに記してございますが、近年、不落や不調といった案件もございますので、そういった部分についての調査を行っていくことが大切とされております。

最後に、公共サービスの質についての新たな動向ということで、AI等がございますので、こういった点についても民間の事業者の創意工夫として事業に生かせないか、検討を行っていくということが記されてございます。

御説明は以上でございます。

○稲生委員長 ありがとうございます。ただいま御説明いただきました内容について、御意見、御質問がございましたら、御発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、引き続きワーキンググループにて議論を重ねていただきたいと思います。改めて監理委員会にご報告をお願いいたします。

以上をもちまして、本日の公開審議は終了となりますので、傍聴者の方は御退席をお願い申し上げます。